

平成28年

第1回市議会定例会 議案第36号

函館市個人情報保護条例の一部改正について

函館市個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年2月26日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市個人情報保護条例の一部を改正する条例

函館市個人情報保護条例（平成2年函館市条例第30号）の一部を次のように改正する。

目次中「不服申立て」を「審査請求」に、「第17条・第18条」を「第16条の2～第18条の7」に改める。

第14条の次に次の1条を加える。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

第14条の2 第11条第1項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）に係る保有個人情報に実施機関，国，独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。），他の地方公共団体および地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。））ならびに開示請求をした者以外の者（以下この条，第17条の2および第17条の3において「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは，実施機関は，当該開示請求に対する前条第1項の諾否の決定をするに当たって，当該情報に係る第三者に対し，意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は，前項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において，開示請求に係る保有個人情報の全部または一部を開示する旨の決定（以下「開示決定」という。）をするときは，

開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書（第17条および第17条の2において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨およびその理由ならびに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

「第4章 不服申立ておよび個人情報保護審査会」を「第4章 審査請求および個人情報保護審査会」に改める。

第4章中第17条の前に次の1条を加える。

（審理員による審理手続の適用除外）

第16条の2 第14条第1項の諾否の決定（以下「開示等の決定」という。）または第11条第1項の規定による開示もしくは第12条の規定による訂正、削除もしくは中止の請求（以下「開示等の請求」という。）に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項本文の規定は、適用しない。

第17条を次のように改める。

（審査会への諮問）

第17条 開示等の決定または開示等の請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に係る審査庁は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、函館市個人情報保護審査会（第18条第1項を除き、以下「審査会」という。）に諮問し、その議に基づいて当該審査請求について裁決を行わなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合（当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）

(3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報について第12条の規定による請求に係る訂正、削除または中止をすることとする場合

第17条の次に次の2条を加える。

（諮問をした旨の通知）

第17条の2 前条の規定により諮問をした審査庁（以下「諮問庁」という。）は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 審査請求人および参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）
- (2) 請求者（請求者が審査請求人または参加人である場合を除く。）
- (3) 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人または参加人である場合を除く。）

（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続）

第17条の3 第14条の2第2項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、または棄却する裁決
- (2) 審査請求に係る開示請求に対する第14条第1項の決定（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

第18条第1項中「前条」を「第17条」に、「応じて審議を行わせる」を「応じ審査請求について調査審議する」に改め、同条中第7項を削り、第8項を第7項とし、第9項を削る。

第4章中第18条の次に次の6条を加える。

（審査会の調査権限）

第18条の2 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、審査請求のあった開示等の決定に係る保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された保有個人情報の開示を求めることができない。

2 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

- 3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、審査請求のあった開示等の決定に係る保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、または整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。
- 4 第1項および前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人または諮問庁（以下「審査請求人等」という。）に意見書または資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。

（意見の陳述）

第18条の3 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

- 2 前項本文の場合においては、審査請求人または参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

（意見書等の提出）

第18条の4 審査請求人等は、審査会に対し、意見書または資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書または資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

（委員による調査手続）

第18条の5 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第18条の2第1項の規定により提示された保有個人情報を閲覧させ、同条第4項の規定による調査をさせ、または第18条の3第1項本文の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせることができる。

（提出資料の写しの送付等）

第18条の6 審査会は、第18条の2第3項もしくは第4項または第18条の4の規定による意見書または資料の提出があったときは、当該意見書または資料の書面の写し（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式

その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項および次項において同じ。) にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面) を当該意見書または資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

- 2 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書または資料の書面の閲覧(電磁的記録にあつては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧)を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。
- 3 審査会は、第1項の規定による送付をし、または前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付または閲覧に係る意見書または資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。
- 4 審査会は、第2項の規定による閲覧について、その日時および場所を指定することができる。

(規則への委任)

第18条の7 第18条から前条までに定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 実施機関の処分または不作為についての不服申立てであつて、この条例の施行前にされた実施機関の処分またはこの条例の施行前にされた請求に係る実施機関の不作為に係るものについては、なお従前の例による。
- 3 改正後の第14条の2の規定は、この条例の施行の日以後にあつた保有個人情報の開示の請求について適用する。

(提案理由)

行政不服審査法の全部改正により設けられた審理員制度を自己情報の開示等の請求に関してされた審査請求について適用しないこととし、個人情報保護審査会における調査審議の手続に関する規定を整備し、および同法の全部改正に伴う規定の整備等をするため